

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 R5.7.7～R6.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官代理 四国地方整備局総務部総務調整官 鳥井 和樹 香川県高松市サンポート3番33号	R5.7.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	18,194,000	18,194,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
R5高台まちづくり整備促進検討業務 関東地方整備局管内 R5.7.13～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 藤巻 浩之 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R5.7.12	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、高規格堤防整備と連携した高台まちづくりを推進していく上での課題整理の実施方法や具体的な検討方法について技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5高台まちづくり整備促進検討業務リバーフロント研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	35,992,000	35,992,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
地域のまちづくりと連携した川づくりの推進に係る調査検討業務 北海道札幌市 R5.7.14～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 開発監理部長 池下 一文 北海道札幌市北区北8条西2	R5.7.13	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定した。 (公募)	49,808,000	49,775,000	99.93%	-	公財	国認定	1者	
令和5年度越後平野における生態系ネットワーク検討業務 北陸地方整備局管内 R5.7.19～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸整備局長 遠藤 仁彦 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R5.7.18	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20音羽ビル	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められると特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。	14,003,000	14,003,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和5年度 弘川流域生態系ネットワーク形成検討業務 大洲河川国道事務所 R5.7.19～R6.1.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 江川 昌克 愛媛県大洲市中村210	R5.7.18	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、弘川流域における生態系ネットワーク形成の全体構想の検討に関して高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1者から提案があり、総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	10,637,000	10,318,000	97.00%	-	公財	国認定	1者	
R5鬼怒川・小貝川事業計画検討業務 下館河川事務所管内 R5.7.25～R6.2.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 下館河川事務所長 海津 義和 茨城県筑西市二本成1753	R5.7.24	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、鬼怒川及び小貝川の河川整備状況や課題を整理し、課題解消に向けた事業の整備手法等の検討を実施することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R5鬼怒川・小貝川事業計画検討業務河川財団・パンフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案書をふまえ、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	20,350,000	20,350,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R5久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R5.7.26～R6.3.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	R5.7.25	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設や河道の点検結果等の状況を評価し、変状等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川が有すべき機能確保に必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための基礎資料について取りまとめを行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、「久慈川・那珂川の緊急治水対策プロジェクト等」による整備を踏まえ、堤防点検を効率的・効果的に実施するための留意点についての技術提案を求め、(簡易)公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R5久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー・日水設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものとする。	29,018,000	29,018,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和5年度九州管内港湾における港湾計画検討業務 ー R5.7.26～R6.3.15 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R5.7.26	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたっては、要請される物流機能を確保するために必要な港湾施設の規模及び配置の検討が重要であり、専門的な技術が要求されることから、受注者に対しては、1. 配置予定技術者の経験及び能力(技術者資格等、業務執行技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)についてプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づき審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が適当であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	25,102,000	25,102,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
令和5年度 地理情報標準に関する調査検討業務 ー R5.7.28～R6.3.8 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 大木 章一 茨城県つくば市北郷1番	R5.7.28	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4丁目40番 11号看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号 ・本業務は、地理空間情報についての国内実用標準である「地理情報標準プロファイル(以下、「JPGIS」という。))と国際規格及び国内規格との整合を取るために、国際標準化機構の地理情報に関する専門委員会(以下、「ISO/TC 211」という。)等に関する動向に関する調査を行い、我が国の現状を踏まえたJPGISとの整合についての分析結果について、報告書として取りまとめるものである。 (公財)日本測量調査技術協会は、ISO/TC 211の国内審議団体として日本産業標準調査会に認定されている唯一の団体であり、かつ、地理空間情報に係るJIS規格の原案作成団体となっているため、ISO/TC 211及びJISの動向を知り得、かつJPGISとの整合についての分析が可能なものとして上記の者と契約する以外に本業務を実施する手立てがないことから(公財)日本測量調査技術協会と随意契約を締結した。	8,250,000	8,140,000	98.67%	-	公財	国認定		特命随契
R5荒川下流河川管理用通路利用方策検討業務 荒川下流河川事務所管内 R5.8.3～R6.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 出口 桂輔 東京都北区志茂5-41-1	R5.8.2	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、河川管理用通路(特に緊急用河川敷道路)において、緊急時の輸送路としての機能を確保しつつ、沿川のぎわいづくりに資するため、河川管理用通路における河川敷利用者の利用を推進するための方策について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、「同種又は類似業務の実績」、「配置予定技術者の資格、経歴、優良業務、手持ち業務の状況」、「当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定も含む)」、「業務の実施方針及び手法」、「特定テーマ」などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式(総合評価)により選定を行った。 公益財団法人リバーフロント研究所は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	19,976,000	19,965,000	99.94%	-	公財	国認定	3者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
中国管内の港湾における災害対応方策検討業務 R5.8.2～R6.2.29 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 牧野 浩志 広島市中区東白島町14-15	R5.8.2	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするため、航路啓開作業にかかる様式の整理・検討や、広域港湾BCPポータルサイトを活用した情報共有の効率化検討を行うとともに、広域連携訓練の実施により明らかになった課題を整理し、航路啓開の手引き及び広域港湾BCPの改定案の作成を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	15,070,000	14,960,000	99.27%	-	公社	国認定	1者	
大阪湾諸港等の広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 R5.8.4～R6.3.25 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 魚谷 憲 神戸市中央区海岸通29	R5.8.4	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3丁目3番5号	7010405000967	本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の充実化を図るため、近年明らかになった災害リスクに対する連携の検討、大阪湾諸港被災時の支援を踏まえた広域的な連携の検討、災害時の早期港湾機能回復のための対処行動に関する図上訓練を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が94者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期限内に25者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、(公社)日本港湾協会の提案は、当時の要求する要件を満たしていることから(公社)日本港湾協会と契約を行うものである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	21,780,000	21,780,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
R5河川維持管理技術の高度化等検討業務 関東地方整備局管内 R5.8.8～R6.3.22 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 関東技術事務所長 小畑 基住 千葉県松戸市五香西6-12-1	R5.8.7	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、実施方針などを含めた技術提案を求め、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により選定を行った。 R5河川維持管理技術の高度化等検討業務河川財団・バスコミュニケーション設計共同体は、技術提案書をふまえて当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	33,495,000	33,242,000	99.24%	-	公財	国認定	1者	
GNSS標高測量マニュアルの検討支援業務 (インフラDX基盤) R5.8.7～R6.2.2 測量	支出負担行為担当官 国土地理院院長 大木 章一 茨城県つくば市北郷1番	R5.8.7	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1丁目5番1号	1010005004291	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 ・本業務は、公共測量での使用を想定している、精密重力ジオイドとGNSS測量から標高を得るGNSS標高測量マニュアルの作成のために必要なデータ取得及び分析を行い、その検討を支援するものである。本業務を遂行するためには、測量に關し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い技術提案書の提出を招請した。提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、(公社)日本測量協会が資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し随意契約を締結した。	18,018,000	17,990,500	99.85%	-	公社	国認定	1者	
みなとカメラ機器更新検討業務 R5.8.9～R6.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高松港湾・空港整備事務所長 亀岡 知弘 香川県高松市朝日新町1番30号 高松港湾合同庁舎 3階	R5.8.9	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れたと評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	15,070,000	14,960,000	99.27%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R5・R6利根川下流管内河川管理施設監理検討業務 利根川下流河川事務所管内 R5.8.11～R6.7.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 小関 康正 千葉県香取市佐原イ4149	R5.8.10	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の堤防等河川管理施設の維持管理を適切かつ適正に遂行することを目的として、堤防等河川管理施設の状態を点検により把握後、得られた点検結果を基に劣化等を評価するとともに、劣化等が進行する可能性や河川管理に与える影響について検討し、河川管理施設が所要の機能を確保するために必要な修繕等を効率的・効果的に実施するための修繕計画等についてとりまとめるものである。また、巡視結果等を収集・分析し、治水支障があると考えられる重要な事業をとりまとめ、河川管理を実施するにあたってのモニタリング計画(案)の作成を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 R5・R6利根川下流管内河川管理施設監理検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえた当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	22,165,000	21,912,000	98.86%	-	公財	国認定	1者	
令和5年度公共測量に関する課題の調査検討業務 R5.8.17～R6.3.1 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 大木 章一 茨城県つくば市北郷1番	R5.8.17	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1丁目5番1号	1010005004291	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号「公募」 ・本業務を遂行するためには、測量に関し、高度で専門的な知識・技術が要求されることから、公正性・透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式により公示を行い、技術提案書の提出を招請した。提出された技術提案書について、本業務の技術提案書を特定するための基準に基づき評価を行ったところ、上記業者は資格、実績、実施方針並びに評価テーマの総合的評価において、本業務を遂行するのに相応しい業者であると判断し、随意契約を締結した。	12,067,000	11,998,800	99.43%	-	公社	国認定	1者	
令和5年度下関港係留施設配置検討業務 R5.8.18～R6.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾事務所長 原 秀一 山口県下関市東大町2-29-1	R5.8.18	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたり、これらに関する豊富な知識及び高度な技術力を要することから、受注業者に対しては、1. 予定管理技術者の経験及び能力(資格、専門技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順等)、3. 特定テーマ(下関港(西山地区)における港湾物流に対応した機能強化に向けて検討すべき事項について)の観点から技術提案書の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。	14,190,000	14,190,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
令和5年度川崎港臨港道路東扇島水江町線航行安全検討業務 横浜西区みなとみらい6-3-7 京浜港湾事務所 R5.8.22～R6.3.15 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 神田 尚樹 神奈川県横浜市西区みなとみらい6-3-7	R5.8.22	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中央区住吉町4-45-1 関内トーセイビルE2 202号室	1020005000966	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭にいたとりまとめが要求される。 よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「工事中の航行安全確保を検討する上での着目点」について技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式により、発注することとした。公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る総合評価型プロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目においても最も優れた技術提案を行った業者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会と随意契約致したい。	13,431,000	13,068,000	97.30%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 R5.8.28～R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 植田 雅俊 新潟市中央区美咲町1-1-1	R5.8.28	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項  本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が運搬し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、訓練結果から事業継続計画の実効性向上に向けた課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改訂案の作成や事業継続計画に関する理解促進を図るための取組みの実施など、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	16,401,000	16,390,000	99.93%	-	公社	国認定	1者	
令和5年度斐伊川水系生態系ネットワーク検討業務 出雲河川事務所管内 R5.8.30～R6.8.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 小谷 哲也 島根県出雲市塩冶有原町5-1	R5.8.29	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、斐伊川水系の生態系ネットワーク全体構想推進方策の検討、協議会等の開催及びそのための資料作成等を行うものであり幅広い知識や経験が必要不可欠であることから、技術提案を求め評価テーマを設定した簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー・工程計画・その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	20,900,000	20,900,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
中国地方における内貨ユニットロード貨物輸送のあり方検討業務 R5.8.29～R6.2.29 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 牧野 浩志 広島市中区東白島町14-15	R5.8.29	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、働き方改革関連法にかかる自動車運転業務の時間が労働の上限規制適用が2024年度から開始となることを受け、トラックドライバー不足に伴い、今後、国内における貨物流動については陸上輸送から海上輸送への転換が進むと見込まれることから、中国地方における内貨ユニットロード貨物(内航RO-RO、内航フェリー、内航フェリーの需要動向を分析するとともに、その需要動向を踏まえた必要な港湾施設のあり方を検討するものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、2者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。(簡易公募型プロポーザル)	22,066,000	22,000,000	99.70%	-	公社	国認定	2者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和5年度関東管内の港湾における事業継続計画検討業務 R5.9.5～R6.2.29 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 関東地方整備局副局長 衛藤 謙介 神奈川県横浜市中央区北仲通5-57	R5.9.5	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京湾BCP協議会において策定した東京湾BCPの実行性を高めるため、具体的な行動や役割分担を新たに検討し、行動手順書を作成するものである。 東京湾BCP協議会構成員において当局が実施する訓練計画の作成、訓練の補助及び訓練結果を踏まえた課題の整理を行う。また、東京湾BCP協議会の運営補助を行う。 本業務の遂行にあたっては、港湾の事業継続計画に関する幅広い知見を有するとともに、東京湾及び東京湾沿岸部に影響を及ぼす首都直下地震等大規模地震発生後の東京湾内の航行支援に関して総合的な知見を有していることが必要となる。 よって、港湾の事業継続計画に関する専門的な知見を有する者から、「首都直下地震及び南海トラフ巨大地震発生後、東京湾内の開発保全航路等において航行ルートの啓開順位の設定手法を検討するための留意点」について簡易公募型プロポーザル方式により技術提案を求めた。 その結果、優れた技術提案を行った公益社団法人日本港湾協会が本委託業務を円滑かつ適切に実施できるものと判断し、契約先に特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	20,647,000	20,570,000	99.63%	-	公社	国認定	1者	
港湾機能継続計画の実効性向上検討業務 R5.9.7～R6.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R5.9.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」における、コンテナ貨物の代替輸送に係わる具体方策の検討、ならびに検討成果の実効性確認のための訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂(案)の作成を行うものとする。 また、検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものである。 本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があつた者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。	15,741,000	15,730,000	99.93%	-	公社	国認定	1者	
R5水環境改善施設検討業務 江戸川河川事務所管内 R5.9.29～R6.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 江戸川河川事務所長 守安 邦弘 千葉県野田市宮崎134	R5.9.28	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、江戸川・坂川における水環境改善施設の今後の方向性(取り組み)について検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、古ヶ崎浄化施設及びふれあい江戸川利活用の検討手法などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R5水環境改善施設検討業務日水コン・リバーフロント研究所設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	20,955,000	20,955,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。